# 機密保持に関する規約

申込者は、特定非営利活動法人NPOサポートセンター(以下「NPOSC」という。)が主催する研修への参加申込をするに際し、当該研修内での研修参加者による発言・発表の機密が守られ、安心して行われることにより研修参加者相互の学びを深めるという研修の趣旨を鑑み、当該研修における機密情報に関する以下の事項を遵守することを確認・誓約し、参加申込を行うものとする。

# 第1条 (機密情報)

本規約において、「機密情報」とは、研修参加者(以下「開示当事者」という)が、他の研修参加者(以下「受領当事者」という)に対して、当該研修において、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず開示した、開示当事者の属する法人ないし団体の事業に関する一切の情報をいう。

ただし、以下のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれないものとする。

- ① 開示された時点において、受領当事者がすでに了知していた情報
- ② 開示された時点において、すでに公知であった情報
- ③ 開示された後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ④ 開示当事者に対して機密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領 当事者が機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

## 第2条 (機密保持)

- 1 受領当事者は、機密情報について厳に機密を保持するものとし、開示当事者の承諾なしに 第三者に対して当該研修外に開示または漏えいしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所、監督官庁、金融商品取引所 その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令に従い必要な 範囲において機密情報を公表し、または開示することができる。ただし、受領当事者は、か かる公表または開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するもの とする。

## 第3条 (目的外使用の禁止)

受領当事者は、開示当事者から開示された機密情報を、本目的以外のために使用してはならないものとする。

#### 第4条 (損害賠償)

本契約に違反した当事者は、当該違反に起因または関連して相手方が被った損害を賠償するものとする。

## 第5条 (差止め)

開示当事者は、受領当事者が、本契約に違反し、または違反するおそれがある場合には、その差止め、またはその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

# 第6条 (適用範囲)

本規約は、申込者が、本規約を確認・誓約して参加申込を行った当該研修に関してのみ適用 されるものとする。

# 第7条 (有効期間)

本規約に基づく合意の有効期間は、当該研修の実施日より3年間とする。ただし、第4条、第5条および第8条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

## 第8条 (誠実協議)

本規約に定めのない事項、本契約の解釈に関して疑義が生じた事項および本規約に関連して 生じた紛争については、NPOSC は関与せず、開示当事者と受領当事者とが誠実に協議すること によりその解決にあたるものとする。

2022年4月22日制定